

地方公共団体、企業、民間団体の取組について

1. 地方公共団体における生物多様性の確保に向けた取組

地方公共団体が環境保全に対してどのような取組を行っているのか全地方公共団体(3,206団体)を対象に平成16年3月12日から4月19日にかけて「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート」を行いました。有効回答数は2,101団体、回収率は65.5%でした。

このアンケート調査では、地球温暖化等の分野と同様に生物多様性に関しても調査を行っています。

(1) 地方公共団体における自然環境・生物多様性の保全に関する計画の策定状況

調査結果からは、自然環境・生物多様性の保全に関する計画を策定している地方公共団体の割合は6.5%で、検討中の団体は11.5%となっています。環境保全に関する他の分野では、例えば、環境に関する総合的な計画では、策定している割合は25.0%、検討中の団体は20.7%、地球温暖化防止に関する計画では策定している割合は25.9%、検討中の団体は20.3%となっており、自然環境・生物多様性の保全に関する計画の数倍程度の地方公共団体が策定していることになります。

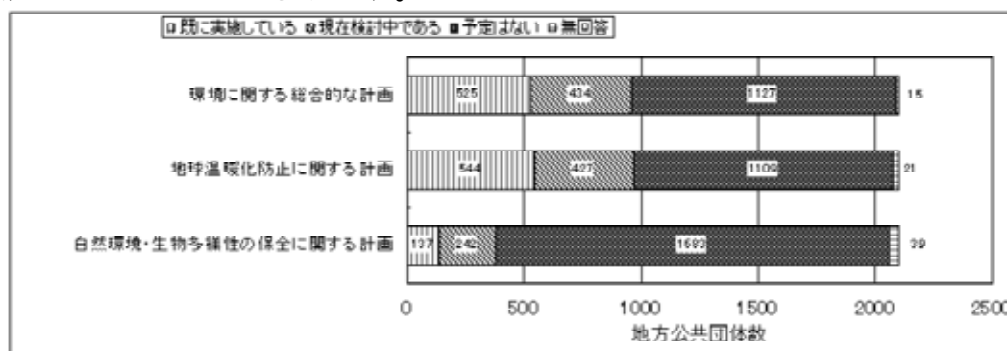


図2-1 地域の環境保全に関する計画の策定状況 (n=2,101)

計画を既に策定してる地方公共団体を規模別に見ると、都道府県では57.4%、政令指定都市では23.1%、市区町村では5.2%と、大きな規模から小さな規模にかけて、極端に策定率が低くなっていることがわかります。

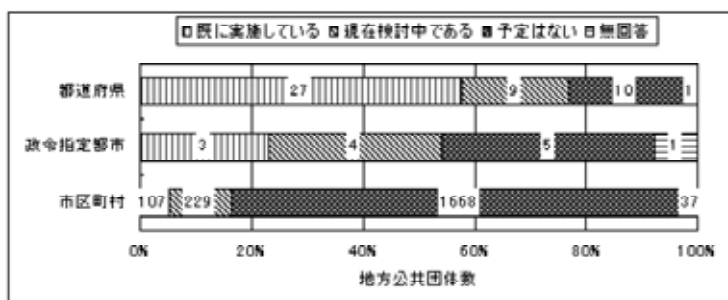


図2-2 地方公共団体規模別の自然環境・生物多様性の保全に関する計画の策定状況

都道府県における計画の例

○茨城県希少野生動植物保護指針～茨城県～

平成14年度から動植物や生態系の専門家をメンバーとした検討委員会を設置し、平成16年3月に策定されました。

当該指針では、県内の希少野生動植物のおかれている状況や取り巻く環境、また、その保護の現状を整理しています。さらに、各種開発事業を進めていく際の希少野生動植物保護のための基本的な考え方及び手続きのほか、希少野生動植物の生息・生育環境の保全や外来種問題への県の対応についての方向性がとりまとめられています。

また、当該指針の目的を達成するため、県、市町村、事業者、県民や民間団体等すべての主体が積極的に取組を進めていくことが重要であることから、各主体に期待される役割や各主体間の連携のあり方等についての整理が行われています。

市町村における計画の例

○まちだエコプラン～東京都町田市～

平成9年から専門家、市民団体、市議会議員等をメンバーとした策定委員会を設置し、11回の審議を経て、平成11年度に策定されました。

当該プランは、「町田市基本構想・基本計画（当時）」を上位計画として、特にその基本目標の一つである「多摩丘陵の風土を愛する環境重視のまち」の実現を目指してまとめられたものです。



図2-3 序章 エコプランの趣旨と特徴より

当該プランにより、生態系の現状を可能な限り把握・評価し、その結果を提示することで配慮すべき町田市の生態系の現状と、豊かな生態系の保全・回復・創出の考え方を提示しています。また、その考え方を提示するに当たっては、生物多様性を支える生態系ネットワークを重要視し、行政区域界を越えた小流域を単位とした分析を行っています。

これらの考え方等は、同時にまとめられた「緑の基本計画」の緑地構造のベースや緑地の配置計画等に活用されています。

（２）地方公共団体における自然環境・生物多様性の保全に関する数値目標の設定状況

自然環境・生物多様性の保全に関して数値目標を設定している地方公共団体の割合は、5.9%、検討している団体は8.9%となっています。他の環境保全に関する分野では、例えば、地球温暖化対策に関しては数値目標を設定している割合は24.5%、検討中のものは14.7%となっており、計画の策定と同様に、大きな開きがあります。

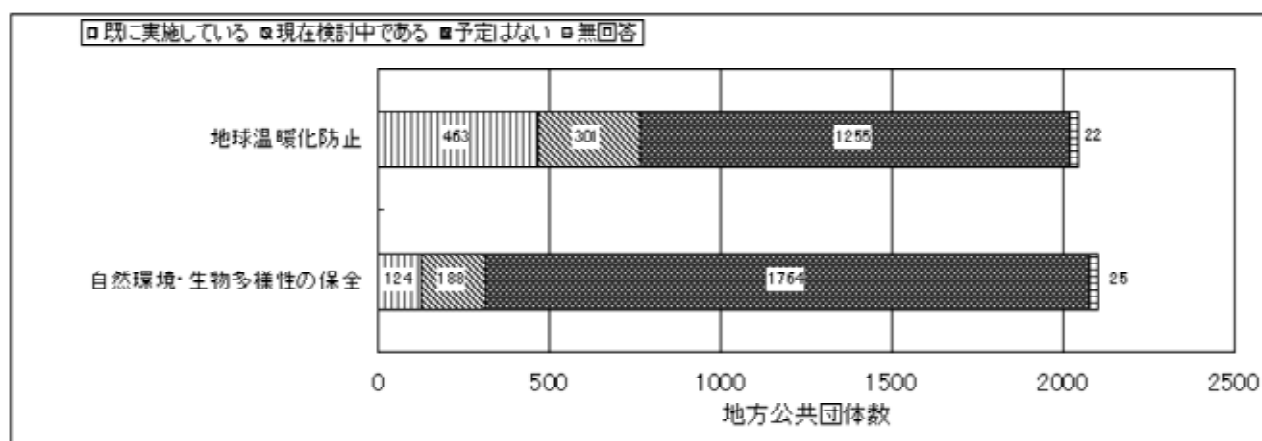


図2-4 地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定状況

数値目標を既に導入している地方公共団体を規模別に見ると、都道府県では70.2%、政令指定都市では38.5%、市区町村では4.2%となっており、これも計画策定数と同様に、公共団体の規模が小さくなるほど数値目標の設定が少ないことがわかります。

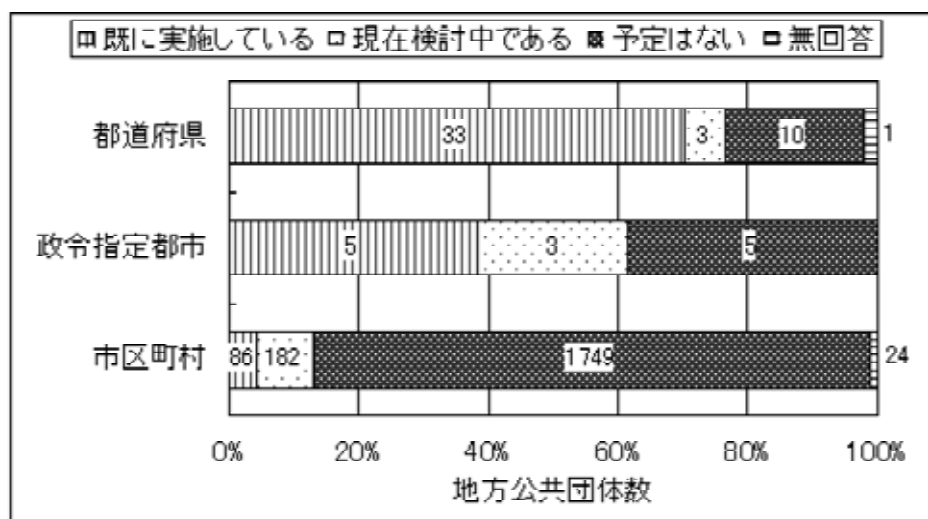


図2-5 地方公共団体規模別の自然環境・生物多様性の保全に関する数値目標の設定状況

各都道府県及び市町村で設定されている数値目標の代表的なものは、「保護区の面積」、「緑被率」、「河川整備における多自然型川づくりの割合」、「一人当たりの都市公園面積」、「自然観察会等への参加人数」等が挙げられます。

ユニークな数値目標の設定事例としては、「やまぐち環境創造プラン（山口県）」の「里山再生活動に参加する里山人人数」や「岡山県環境基本計画エコビジョン2010（岡山県）」の「美しい森での記念植樹本数」等があります。

(3) 自然環境の保全を図るため横断的な組織を設置している地方公共団体の状況

多くの地方公共団体では自然保護課、自然保護係等が設置されており、この自然保護課等が自然環境、生物多様性の保全に取り組んでいます。自然環境の保全や生物多様性の確保は、単に一つの部署だけでなく、公共事業を実施する部門、農業を担当する部門などと密接な関連があります。このため、庁内に横断的な部署として独自の組織を設置し、これらの課題に取り組んでいる事例があるかどうか調査をしました。

既にそのような組織を設置している団体数は75団体(3.6%)でした。

地方公共団体の規模別に見ると、都道府県では19.1%、政令指定都市では7.7%、市区町村では3.2%となっています。

このような横断的な取組については、今後の課題といえます。

これらの地方公共団体のうち多くは、環境推進会議、環境政策本部のように環境政策全般を議論する場としての組織ですが、特定のプロジェクトを対象とした組織、「三番瀬プロジェクトチーム」(千葉県)、「コウノトリ共生推進課」(兵庫県豊岡市)や特定の地域、地区を対象とした「四万十川流域振興室」(高知県)、「柿田川環境室」(静岡県清水町)、「手賀沼課」(千葉県我孫子市)があります。特定の生物を対象としたものとしては、ホタルに関するものが多く、ホタル係(北九州市)、「ホタル連絡協議会」(福岡県山川町)など10市町村がありました。その他、河川里山保全係(神奈川県厚木市)、「水ひかる課」(福岡県甘木市)や、市の職員と市民で「メダカカンパニー」を作っている事例(岐阜県多治見市)などもあり、それぞれの地方公共団体が独自に工夫した取組を行っていることがわかります。

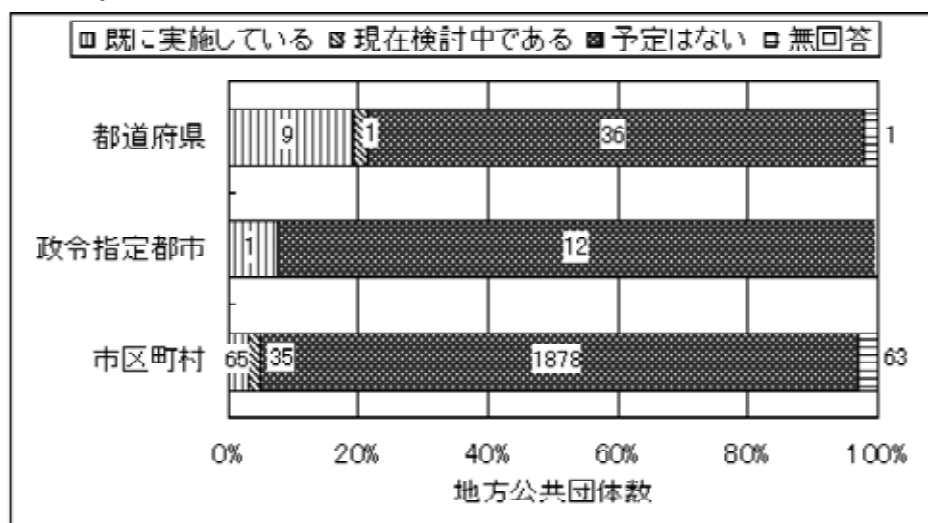


図2-6 地域の自然環境の保全を図るための横断的組織の設置の有無

(4) 地方公共団体における取組事例～熊本県白川における河畔林保全～ 背景

平成9年に河川法が改正されており、適切な治水及び利水並びに「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的となっているところですが、治水や利水の施策と河川環境の保全のための施策とは、ともすれば相反するものになる場合も多いため、事前に総合的な

価値を評価することが重要となります。

熊本県では、熊本市内を走る白川の流下能力確保を進めるに当たり、河岸に残る河畔林の保全の効果や可能性について調査を行いました。これは、治水と河川環境の保全を同じ土俵にのせて検討を進める、先駆的な事例といえます。

白川及び白川の管理状況の概要



図2-7 白川流域の概況図及び熊本県管理区間（資料：熊本県）

白川は、多雨地域の阿蘇カルデラから流れ出る唯一の河川であり、南郷谷と阿蘇谷の雨を集めて熊本市街地を流れ、有明海に注ぎます。中流域が急勾配である一方、下流域は平坦で流れにくいという地形的な要因も加わり、熊本市街地で氾濫して災害を起こす危険性がある河川です。このため、白川では昭和31年度から、本格的な治水のための河川改修に着手しています。

熊本県の取組

白川の熊本県管理区間（小碓橋～弓削橋上流までの9.4km）において、河川整備計画に定められた流下能力(1,500m³/s)に対応する河道断面を確保するため、掘削が計画されています。掘削により河畔林に影響が及ぶ箇所が存在することから、河畔林の保全対策を河川整備に反映させるため、県では平成14年度及び15年度に河畔林の現状調査を行い河畔林の重要度を評価しました。

熊本県の取組の特徴は、河畔林に関するきめ細かな調査と、その評価手法にあります。河畔林の現状を把握するため動植物に関する現地調査と、地域住民に対するアンケート調査及び歴史・文化に関する文献等調査を行いました。植物調査では、植生及び種数、木本類の多様性、大径木の本数等を調査し、動物調査では、河畔林内の生息状

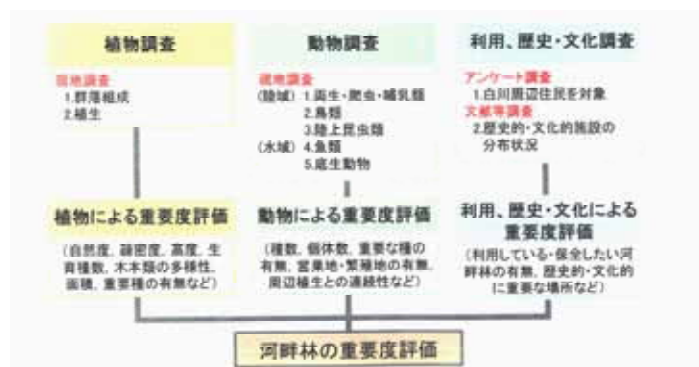


図2-8 調査項目及び評価項目（資料：熊本県）

況に限らず、周辺植生との連続性も含めて調査を行っています。また、アンケート調査については、調査対象地区の540世帯、1,080人を対象に行い、回収率68.1%の736人から回答を得ています。

評価については、これらの調査結果を調査項目毎に点数換算し、それらを足しあわせて河畔林の重要度を3つのランクに分類しています。各ランクを植生で見ると、Aランクはアラカシ群落とエノキ・ムクノキ群落、Bランクではエノキ・ムクノキ群落とマダケ・モウソウチク群落、Cランクではマダケ群落とマダケ・モウソウチク群落がそれぞ

れ多く見られる結果となりました。河畔林の保全対策は、この3つの評価のランク毎に目標が立てられています。

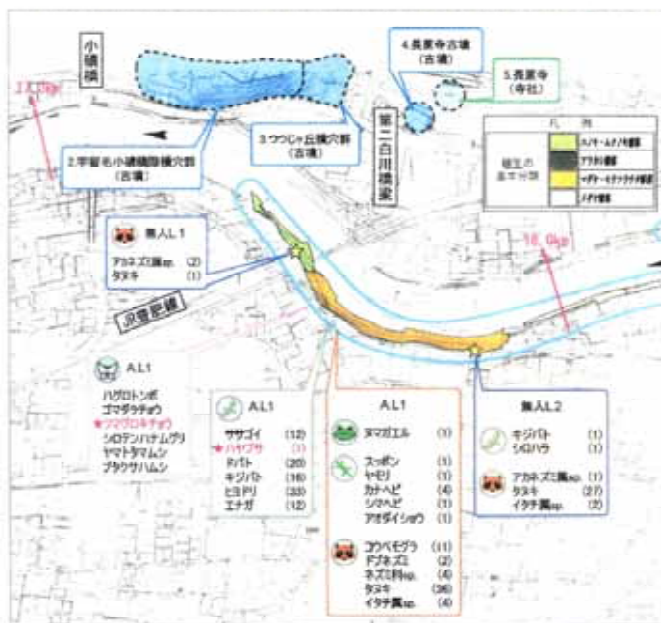
Aランク：現位置での保全を目標とする。

Bランク：現位置での保全または代替措置を目標とする。

Cランク：対策は講じない。

分析の結果、保全を検討せず事業を行う場合に、河畔林の残存面積はAランク74%、Bランク78%、Cランク70%であるが、保全対策を行うと、Aランク及びBランクの河畔林を90%以上は残せる可能性があることがわかりました。

なお、この調査は、河道断面の確保と河畔林の保全のみを重ね合わせて河川改修方法の案を提示しているものであり、事業に当たっての用地取得等、その他の要素までは検討対象に含まれていません。実際の事業を行うに当たっては、個々の箇所について、より具体的な検討が必要となります。



調査結果の例(JR第二白川橋梁付近)

図2-9 調査結果の例（資料：熊本県）



写真1 当該地の様子